関税評価とは
（輸入貨物の申告価格の決め方）

令和5年8月3日（木）

静岡県国際経済振興会（SIBA）様主催セミナー向け研修資料

名古屋税関業務部首席関税評価官

1　関税評価とは

輸入貨物には関税が課されますが、この関税は輸入貨物の課税標準（課税価格又は課税数量）にその貨物に適用される関税率を乗じて算出されます。

例　1,000,000円　×　5%　=　50,000円

関税評価とは
課税価格を法律の規定に従って決定することをいいます。
ここでいう法律とは、関税定率法第4条をいいます。

2　課税価格の決定方法

（1）原則的な課税価格の決定方法

・輸入貨物の取引価格（＝輸入取引）による方法[法第4条第1項]

課税価格 ＝ 取引価格 ＝ 現実支払価格 ＋ 加算要素

（2）原則によらない課税価格の決定方法

・無償貨物、修理貨物等

①法第4条の2・・・・・・・・・・同種類似貨物の取引価格
②法第4条の3第1項・・・・・国内販売価格に基づく価格
③法第4条の3第2項・・・・・製造原価に基づく価格
④法第4条の4・・・・・・・・・・上記（1）、前記①～③の
合理的調整に基づく価格
⑤法第4条の4・・・・・・・・・・税関長が定める方法

3 輸入取引とは

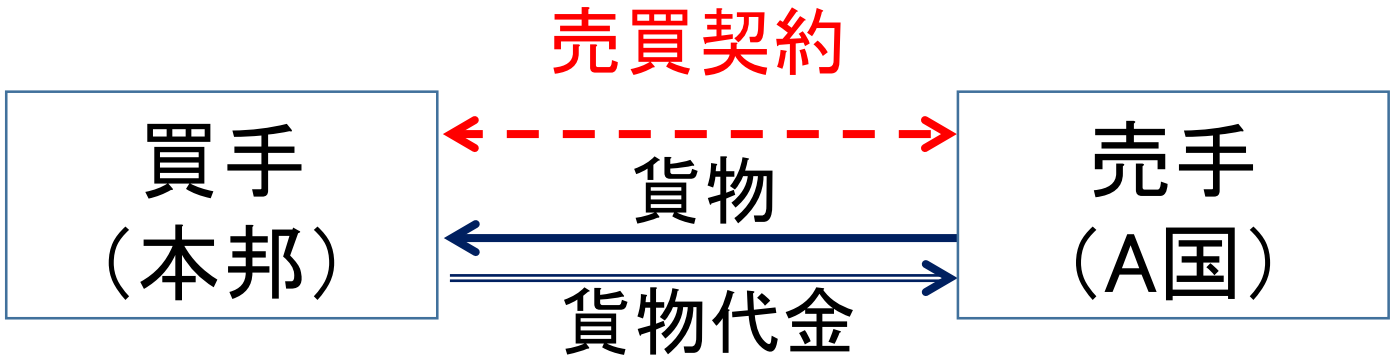

「輸入取引」とは、本邦に拠点（※）を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいいます。

（※）拠点とは、住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものをいいます。

輸入取引とは、買手（本邦）と売手間の“輸入貨物の売買取引”である。

4 原則的な課税価格の決定方法とは

A 現実支払価格
（関税定率法第4条第1項本文）

- ① 仕入書価格
- ② 仕入書価格以外の構成要素（＋）
- ③ 控除すべき費用等（－）
- ④ 価格調整条項付契約により調整される仕入書価格（＋・－）

＋

B 加算要素
（関税定率法第4条第1項各号）

- ① 輸入港までの運賃等
- ② 仲介料その他の手数料、容器・包装の費用
- ③ 無償（値引）提供した物品・役務の費用
- ④ ロイヤルティ又はライセンス料
- ⑤ 売手帰属収益

5 現実支払価格とは①

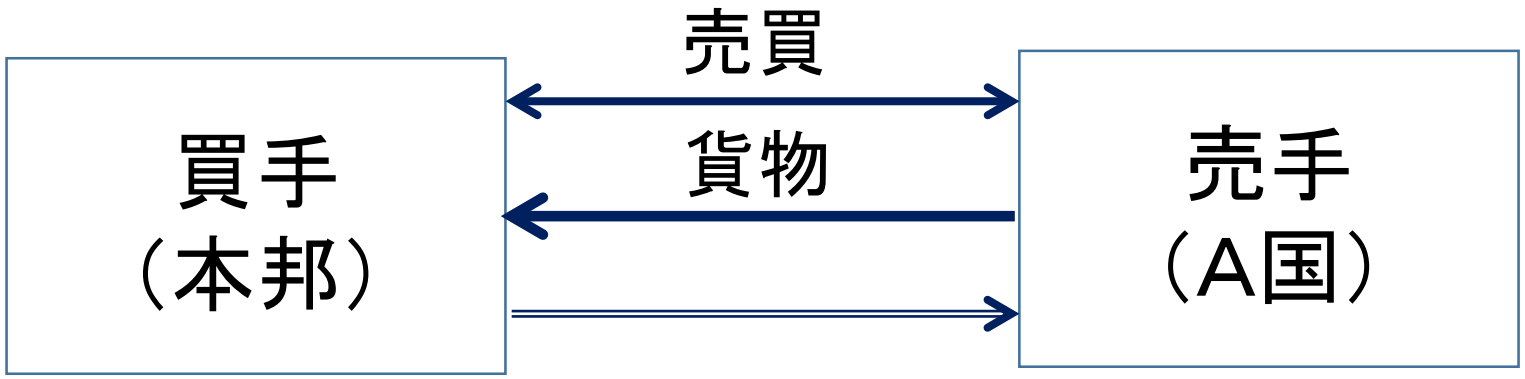

仕入書価格＋α

輸入貨物に係る輸入取引（売買）がされた場合に、当該輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために、現実に支払われた又は支払われるべき総額

5 現実支払価格とは②

(1) 仕入書(インボイス)価格

(2) 仕入書価格以外の現実支払価格(+)
- 別払金(金型費、開発費、その他費用 等)
- 債務の弁済 (第三者に負っている債務等の支払い 等)
- 債務の相殺 (前回取引に係るクレーム求償分値引き 等)

(3) 現実支払価格から控除できる費用等(−)
- 課税物件確定後に行う組立て、整備、技術指導に要する役務費用
- 輸入港到着後の運賃・保険その他運送関連費用
- 関税・消費税等本邦の税金
- 輸入取引に係る延払い金利

(4) 価格調整条項契約により調整される仕入書価格(+、−)
- 移転価格調整金 等

6 加算要素

第4条第1項第1号～第5号に限定列挙された費用等の額で、現実支払価格に含まれていないもの

① 輸入港までの運賃、保険料、その他の運送関連費用

② 仲介料その他の手数料（買付手数料は除く）、容器・包装の費用

③ 買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務（※）の費用

（※）役務については本邦以外において開発されたもの

④ 特許権等の使用に伴う対価

(ロイヤルティ又はライセンス料)

⑤ 買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するもの

6 加算要素（①運賃等）

【関税定率法第4条第1項第1号】

輸入港（本邦）

実際に要した運送費用
- 割増料
- 積付資材費
- 船舶改装費
- コンテナー賃借料
- 積地滞船料

保険料（付保された場合）

その他運送関連費用
- 輸出国における船積前の一時的保管に要した費用
- 輸出の際の税関手続等に要した費用
- 輸出国において要したコンテナー・サービス・チャージ
- 輸出国におけるコンテナー積替費用
- 輸出港における船積費用
- 輸送中における積替費用

輸出国

「輸入港に到着」とは、船舶が単に輸入港の港域に到着することを意味するのではなく、輸入貨物の船卸し等ができる状態になることをいいます。

輸入港に到着までの運賃等は、原則、課税価格に加算する。

6 加算要素（③買手により提供された物品、役務）

輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、無償又は値引き提供された物品等に要する費用
（関税定率法第4条第1項第3号）

- イ．材料、部分品等（原材料、商品ラベル等）
- ロ．工具、鋳型等（機械、設備、金型、治具等）
- ハ．消費物品（燃料、潤滑油、触媒等）
- ニ．技術等の役務（本邦以外で開発）（デザイン等）

7 原則によらない課税価格の決定（無償貨物）

フェイスマスク（無償代替品（※））
仕入書（便宜上10ドル（1/10価格））
（※）直近輸入取引貨物（価格100ドル）に不具合があり、無償代替品が送られてきたもの

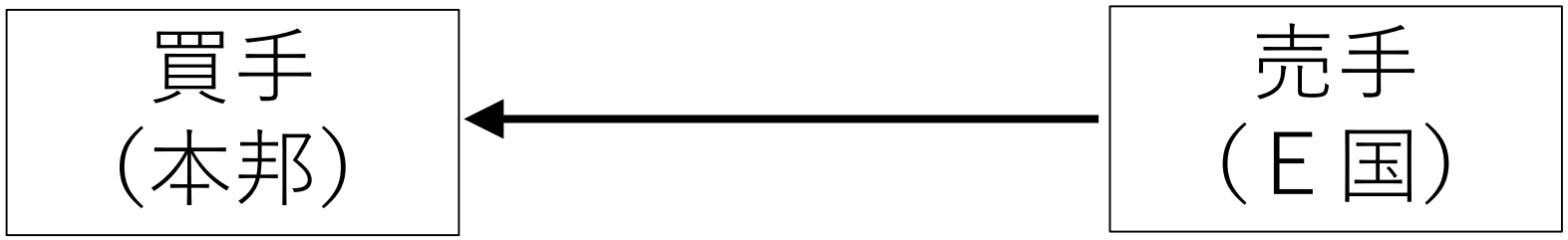

課税価格　＝　100ドル

理由：代替品は無償貨物であり、輸入取引によらない貨物であることから、課税価格決定の原則によれない決定方法で計算。

結果：法第4条の2の規定に基づき、同種貨物の取引価格（＝100ドル）が課税価格となる。

ご清聴ありがとうございました